

行政文書開示決定通知書

渡部 友一郎 様

金融庁長官 中島 淳一

令和5年3月16日に受け付けた行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

記

1 開示請求を受けた行政文書の名称等

情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律案（金融庁）（令和5年3月14日閣議決定）に関連して、内閣法制局に通例提出される行政文書（①法律案、②理由、③新旧対照条文、④用例集、⑤内閣法制局説明資料）のうち⑤内閣法制局説明資料のみ（注※）。注※法案に係る法的論点について内閣法制局の審査のためにまとめられた行政文書、各省庁により呼称は異なります（御説明資料、逐条解説など）。最終版をPDF化したもので差し支えありません。

2 開示決定を行う行政文書の名称等

行政文書の名称	種類	量	量		
			計	白黒	カラー
情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律案 逐条解説	電子	1ファイル	150	144	6
合計		1ファイル	150	144	6

3 不開示とした部分とその理由

なし

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、金融庁長官に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として、東京地方裁判所又は同法第12条第4項に規定する特定管轄裁判所に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。